

住民監査請求について

2024年3月2日

昭島巨大物流センターを考える会

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方自治法第242条により、都民や市民方が、東京都や昭島市の監査委員に対し、監査及び必要な措置を講じるよう求める制度です。この制度の目的は、都民・市民からの監査請求により、都や市の財政面の適正な運営を確保し、都民・市民の全体の利益を守ることにあります。

2 考える会で検討中の2つの住民監査請求

GLP 昭島計画と関連して現在進められている東京都の「環境アセスメント」と、昭島市の玉川上水南側地区の「地区計画」策定に対して、公金の適切な支出といえるか、という観点から、監査を求める手続き（住民監査請求）を行うことを「考える会」として、検討しています。

(1) 東京都に対する住民監査請求

本日のワークショップでも明らかになったように、環境影響評価書案は、内容面のみならず形式的客観的にみて誤っていると考えられる点が少なくありません。

瑕疵のある環境影響評価書案に基づいて、環境アセスメントの手続きを進めていくことは税金の無駄遣いであり、是正されるべきと考えられます。

GLP 昭島計画に関する環境アセスメント手続きに対する公金の支出の違法性・不当性を主張して住民監査請求を行うことで、環境アセスメント手続きがより慎重に、適切に行われる効果も期待できます。

(2) 昭島市に対する住民監査請求

昭島市は、GLP 昭島計画にあわせて地区計画を策定しようとしています。この地区計画策定にあたっては、昭島市は、指名競争入札を落札した株式会社エイト日本技術開発との間で、玉川上水南側地区地区計画策定等業務支援委託契約を締結し、委託費として344万円が支払われる予定です。

しかし、この地区計画は、昭島市都市計画マスタープランに反するというべきものですので、このような地区計画を策定すること自体が違法・無効というべきと考えます。また、GLP側の環境影響評価書案にみられる不十分な調査をもとに計画策定の支援が行われているとすれば、株式会社エイト日本技術開発による支援も不十分なものとなる可能性があります。このような観点から、委託費の支払いは、公金の支出として違法・不当というべきと考えます。

3 いっしょに住民監査請求をしましょう

考える会としては、早急に法的な検討を済ませて、上記2つの監査請求を行う予定です。

その際は、できるだけたくさんの市民が監査請求人となる方がより効果的だろうと考えており、市民のみなさんにも監査請求への参加をホームページやニュースでも呼びかけます。

このような監査請求を行うことについて、興味・ご関心がある方は、個別のご連絡もさせていただきますので、以下の考える会のメールアドレスまでご一報をいただけますと幸いです。

昭島巨大物流センターを考える会 事務局メールアドレス

showanomori.mamorou@gmail.com

↓のQRコードを読み取ってメールを送ることもできます。

